

都市再生整備計画(第3回変更)

中心市街地東地区

群馬県 前橋市

平成25年2月

・様式は、A4長辺側を、2箇所ホチキス留めすること。

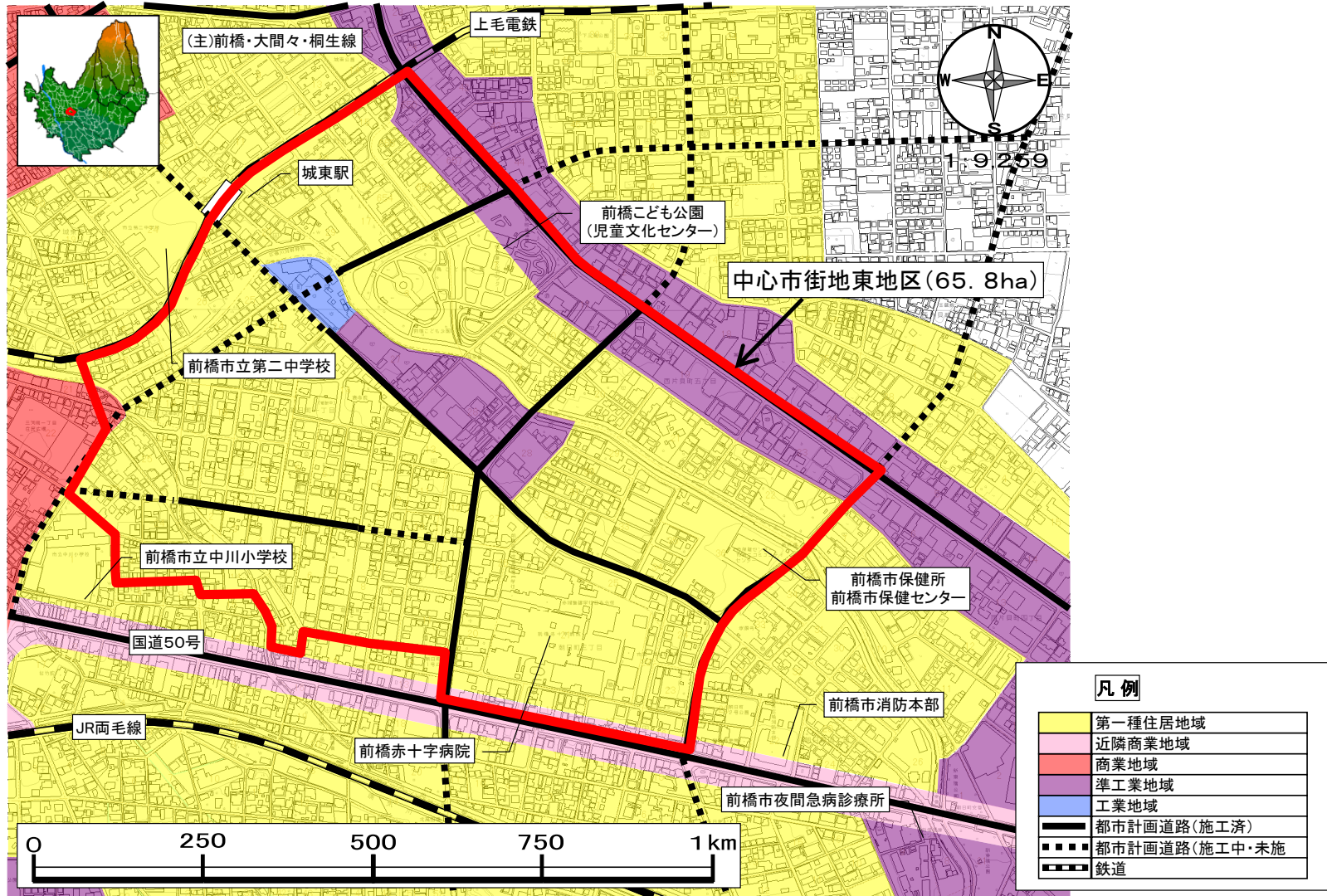
都市再生整備計画の整備方針等

計画区域の整備方針	方針に合致する主要な事業
<p>・整備方針1(市民交流拠点の整備) 様々な年代の市民が交流出来る施設として活用されてきた前橋こども公園(体験学習施設の児童文化センター)を、体験学習機能(環境・教育等)の強化・充実を図るために全面リニューアルする。園内の自然を活かしながら、機能強化等が図れるようハード整備を行う。リニューアル後は、従来よりも事業や運営等に市民参加・市民協同を得られるようなソフト整備を図る。</p>	<p>・公園：前橋こども公園 ・地域創造支援事業：交流拠点機能の充実事業</p>
<p>・整備方針2(快適な都市空間の創造) 地区内を流れる広瀬川沿いに安全で快適な歩行者空間を確保し、前橋市保健所の南に位置する空き地(二中(第四)1号公園)を公園として整備するなど、良質な住環境の整備及び向上と回遊性の創出を図る。</p>	<p>・公園：二中(第四)1号公園、須賀の園 ・高質空間形成施設：広瀬川河畔道路</p>
<p>・整備方針3(公共施設の整備、宅地利用の増進) 地域の課題に従い、土地区画整理事業を推進することによって、宅地利用の増進、公共施設の整備を図る。さらに、地域性や防災性にも考慮し、魅力あるまちづくりを目指す。</p>	<p>・土地区画整理事業：二中地区土地区画整理事業[第三工区]</p>
<p>その他</p> <p>○事業終了後の継続的なまちづくり活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前橋こども公園(体験学習施設の児童文化センター)では、市民参加・市民協同による体験学習やイベント等の活動を充実し、市民交流拠点としての魅力づくりに努めることで、市民交流のあるまちづくりを行う。 ・地区内の公園(前橋こども公園は除く)については、完成後に住民によるまちづくりの一環として、地元公園愛護会へ維持管理運営を移譲することとなっている。 <p>○交付期間中の計画管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交付期間中において、目標達成に向けて確実な効果を上げるため、市民アンケート等のモニタリング調査を実施し、その結果を随時市民に公開していく予定である。 ・現在施行中である二中地区(第三)土地区画整理事業区域内においては、事業を円滑に進めるために一年ごとに事業進捗状況及び整備状況の報告として地元「ちらし」を配布している。 	

都市再生整備計画の区域

<p>中心市街地東地区(群馬県前橋市)</p>	<p>面積 65.8 ha</p>	<p>区域 前橋市朝日町一丁目の全部と朝日町二丁目・三丁目、三河町一丁目・二丁目、西片貝町五丁目、城東町四丁目・五丁目の一部</p>
-------------------------	-------------------	--

※ 計画区域が分かるような図面を添付すること。



中心市街地東地区(群馬県前橋市) 整備方針概要図

目標 『自然と都市機能が融合した潤いのある居住環境を備える市民交流拠点のまちづくり』 小目標1 水と緑を活かした“市民交流拠点の整備” 小目標2 居住性・防災性を向上させる“快適・安全な住環境の整備”	代表的な指標	来園者数の増加 (人) 180,000 (H20年度) → 228,000 (H25年度) 満足度(公園環境) (%) 42 (H20年度) → 60 (H25年度) 消防活動困難度 (%) 23.4 (H20年度) → 8.0 (H25年度)
--	---------------	---

